The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	集合的な債権譲渡の準拠法 ： 英米国際私法の相違
Author(s)	藤澤, 尚江
Citation	国際公共政策研究. 2009, 13(2), p. 81-93
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6485
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

集合的な債権譲渡の準拠法
── 英米国際私法の相違

Conflict of Laws Rules for the Bulk Assignment of Debts:
The Difference between the U.K. and the U.S.

藤澤尚江*

Naoe FUJISAWA*

Abstract

This article focuses on the conflict of laws rules concerning the assignment of debts. In the U.S., according to the UCC（Uniform Commercial Code), the law of the jurisdiction where the assignor is located governs perfection, the effect of perfection or non-perfection, and priority issues concerning the assignment of debt. On the other hand, in the U.K., these issues are governed by the law governing the debt which is assigned. The object of this article is to expound on the reasons why the U.S. and the U.K. have different conflict of laws rules concerning the assignment of debts, notwithstanding that both of them are common law countries.

キーワード：国際私法、準拠法、債権譲渡、Rome I、UCC

Keywords：private international law, applicable law, assignment of receivables, Rome I, UCC

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科特任研究員

Ⅰ．はじめに

2007年１月より、かつての法例が大幅に改定され「法の適用に関する通則法」（以下では「適用通則法」とする。）が施行されることとなった。適用通則法は、準拠法決定のためのルール（以下では「国際私法」とする。）の主たる部分を規定する。法例改正の契機の一つは、法例12条のように債権譲渡の債務者以外の第三者に対する効力（以下では「第三者効」とする。）を債務者の住所地法によらせると、債権流動化実務が阻害されると批判されていたことであった[1)]。改正の結果、適用通則法では、第三者に対する効力を譲渡の対象となる債権の準拠法で決定することにした（以下では「債権準拠法説」とする。）。

適用通則法への改正過程では、債権譲渡の第三者効を譲渡人の所在地法によらせるべきとの説（譲渡人所在地法説）も有力に主張されていた[2)]。譲渡人所在地法説は、債権流動化の先進国である米国のUCC（統一商事法典）で1950年代の起草当初から採用されている[3)]。そして、UNCITRAL（国連国際高取引法委員会）が2001年に採択した「国際取引における債権譲渡に関する条約」[4)]でも、同様の姿勢がとられている。

一方、米国と同じコモン・ローの国でありながら、英国では債権譲渡の第三者効を債権準拠法説によらせることが通説となっている。英国は、EUのRome Ⅰ（契約債務の準拠法に関する規則）作成時にも譲渡人所在地法説をとる立場に強く反対しており[5)]、英国の姿勢がRome Ⅰの規定に大きな影響を与えたともいわれる。米国と同様にコモン・ローの国でありながら、英国と米国とが異なるルールを採用するに至ったのはなぜか。英国が債権準拠法説を採用する理由を明らかにすることは、同じく債権準拠法説をとる日本の国際私法発展のためにも有意義であろう。

本稿では、まず英国の債権譲渡に関して、ローマ条約を中心とした抵触規則とそれをとりまく英国の学説の状況（「Ⅱ」）、そして2008年に採択されたRome Ⅰの作成過程で英国がどのような立場をとっていたか（「Ⅲ」）を明らかにする。そして、「Ⅳ」で英国と米国との比較検討を行い、債権譲渡の第三者効について両者が異なるルールを採用する理由について考察したい[6)]。

なお、本稿では、異なる法域に関連する私法的な問題にいずれの法域の法が適用されるかについて定めたルールを「抵触規則」と呼ぶ。一般に「国際私法」と呼ばれるこのルールを「抵触規則」とするのは、本稿の検討の対象に米国が入っており、米国では国と国との間だけではなく州と州と

1）小出邦夫「法の適用に関する通則法の概要」金融法務事情1778号70頁（2006年）、小出邦夫ほか「法の適用に関する通則法の解説」NBL 838号 20頁（2006年）、小出邦夫編著『一問一答新しい国際私法』６頁（商事法務、2006年）参照。

2）法制審議会の中間試案でも、債権準拠法説の対案として譲渡人所在地法説があげられている。法制審議会国際私法（現代関係）部会決定「国際私法の現代化に関する要綱中間試案」『法の適用に関する通則法関係資料と解説』102頁、別冊NBL110号（2006年）。

3）UCC§9-301（2007）．詳しくは拙稿「債権流動化と米国統一商事法典における国際私法規則」国際商事法務34巻 11号 1441-1448頁（2006年）参照。

4）United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade, *available at* http://www.uncitral.org/index.html（Last visit at Nov. 27 2008）.

5）*See* Ministry of Justice, *Rome I - Should the UK opt in?,* para.85 at 35（2008）, *available at* http://www.justice.gov.uk/publications/cp0508.htm（Last visit at Nov. 27, 2008）.

6）債権譲渡に関する英国の抵触規則を紹介したものとして、横溝大「債権譲渡」ジュリスト1325号67-68頁（2006年）がある。

の間でも、いずれの法域の法が適用されるかという問題が生じるからである。

Ⅱ．英国の債権譲渡に関する国際私法規則

1．ローマ条約

英国コモン・ローの基本的なアプローチは、契約によって生じる債権（contractual debts）のみならず、会社の特分権（shares in companies）、証券（securities）、不法行為者に対する訴訟権（right to a tortfeasor）、信託上の権利（rights arising under trusts）、知的財産権（rights in intellectual property）等、全ての無体物の譲渡に統一の抵触規則を適用しようとするものと理解されている[7]。しかし、英国では、無体物の譲渡に関する抵触規則について、コモン・ローに権威となるものは存在していなかった[8]。この状況の中、契約債務の準拠法に関する条約（以下では、「ローマ条約」とする。）[9] にもとづき、1991年４月より1990年契約法（Contracts（Applicable Law）Act 1990）が施行され、ローマ条約の抵触規則が英国内においても効力をもつこととなった。ローマ条約は、債権譲渡の準拠法について次のように定める。

第12条　債権譲渡

1　債権譲渡における譲渡人と譲受人相互の義務は、この条約にもとづき譲渡人と譲受人間の契約に適用される法に規律される。

2　譲渡される債権の準拠法は、債権の譲渡可能性、譲受人と債務者との関係、債務者に関する譲渡の対抗要件、及び債務者による弁済の効果を決定する。

この規定にもとづき、債権譲渡に関する抵触法上の問題は、以下のように規律される。

まず、譲渡人と譲受人間について、ローマ条約12条１項は、両者の相互の義務に、債権譲渡当事者間の契約の準拠法とされる法を適用する。次に、譲受人と債務者の関係については、ローマ条約12条２項が適用され、これにより、譲受人と債務者の関係は、債権の準拠法によって規律される[10]。これらの点に争いはない。

一方、債務者以外の第三者に対する効力の問題は、ローマ条約の適用範囲外とされる[11]。それ

7）*See* 2 A.V. DICEY, J.H.C. MORRIS AND LAWRENCE COLLINS, CONFLICT OF LAWS.§ 24-052, at 1183（Lawrence Collins et al. eds. 14th ed. 2006）．それゆえ、以下で引用する判例は、日本法にいう「指名債権」に関する判例に限らず、英国法にいう「無体物」一般に関する判例を含む。

8）後に掲げる判例および、DICEY & MORRIS, *supra* note 7, 1183, note 2; ADRIAN BRIGGS, THE CONFLICT OF LAWS, 212（2nd ed. 2008）参照。

9）本条約の日本語訳については、野村美明＝藤川純子＝森山亮子共訳「契約債務の準拠法に関する条約についての報告書（１～10・完））」阪大法学46巻4-6号（1996年）、47巻1-3号、６号（1997年）、48巻１、２、４号（1998年）を参考。

10）DICEY & MORRIS, *supra* note 7, §24-061, pp. 1186-1187; PHILIP R WOOD, CONFLICT OF LAWS AND INTERNATIONAL FINANCE, §14-09 at 285（1st ed. 2007）; ROY GOODE, COMMERCIAL LAW, 1110（3rd ed. 2004）.

11）Ministry of Justice, *Supra* note 5, para.85 at 34.
HUGH BEALE ET AL., THE LAW OF PERSONAL PROPERTY SECURITY, §20.20 at 693（2007）.

ゆえ、現在、第三者に対する効力に関する準拠法決定の問題は、ローマ条約ではなく英国の国内法によって規律される[12)]。

2. 英国の学説

債権譲渡の準拠法について、英国では主として次の4つの説がある。

第一の説は、債権譲渡のなされた地の法によるとする説である。この説はかつての判例によって多く採用されていた[13)]。債権譲渡は譲渡人と譲受人間の契約であるため、譲渡のプロパー・ロー（proper law）は譲渡契約のプロパー・ロー[14)]となるという考え方が根底にある[15)]。しかし、この説に対しては、譲渡される権利の準拠法を考慮しておらず、また、債務者との関係で当該法によることは容認しがたいとの批判がある[16)]。現在では、この説は時代遅れなものとされる[17)]。

第二の説は、債権の所在地法による説である[18)]。有体物の譲渡に類似性を見出し、有体物と同様に譲渡の対象となる物の所在地法によるとする説である。有体物の場合にその物の所在地法が適用されるのは、所在地法が譲渡される資産を支配する地だからである[19)]。譲渡の対象物が債権の場合、債務者に支払いをさせる義務を最終的に支配するのは債務者の住所地であり、債権の所在地は債務者の住所地と考えられる[20)]。そこで、債権譲渡は債務者の住所地法によるとされるのである。しかしながら、この債権の所在地法をとる立場に対しては、無体物に所在地概念を当てはめることは技巧的との批判がある[21)]。

この批判を受け、第三の説として、債権の所在地という概念を介在さず、直接に債務者の住所地法（law of the place where the debtor resides or has his place）によることも主張される[22)]。この説の論者は、債権譲渡の問題を、①債権譲渡当事者間の権利義務の問題、②譲受人の債務者に対する権利の問題、③債権譲渡の債務者以外の第三者に対する効力の問題に分類し、次のように説く。

12）Ministry of Justice, *supra* note 5, para.85 at 34.

13）*Lee v Abdy*（1886）17 QBD 309（保険金に対する債権について有効な譲渡がなされたか否かが争われた事例。裁判所は、譲渡のなされた地であり、譲渡当事者の住所地であるとしてケープコロニーの法を適用した。）; *Republica de Guatemala v Nunez* [1927] 1 K.B. 669（預金債権の譲渡が有効になされたか否かが争われた事例。Scrutton判事は、譲渡の行われた地、譲渡当事者の住所地の法により規律されるとしたが、Lawrence判事は、譲渡の有効性は物の所在地法（lex loci rei sitae）により規律されなければならないとした。）その他にも、為替手形、小切手の譲渡が問題となり、譲渡のなされた地の法によって規律されるとした事例として、*Alcock v Smith* [1892] 1 Ch 238、*Embiricos v Anglo-Australian Bank* [1905] 1 KB 677がある。債権譲渡のなされた地の法を準拠法とすることが、ローマ条約12条以前の通説であったとする文献もある。BEALE ET AL, *supra* note 11, §20.17, at 691.

14）契約のプロパー・ローの理論とは、英国国際私法上の有力理論であり、「契約に関しては個々の事案についてそれぞれ具体的事情を考慮して、これに最も適合した法律を適用すべきであるとするものであるが、その場合に、当事者の意思を具体的事情の一つとして考えようとする」理論である。溜池良夫『国際私法講義［第3版］』363頁（有斐閣、2005年）。

15）（1886）17 QBD 309, at 313.

16）DICEY & MORRIS, *supra* note 7, §24-053, at 1183.

17）GOODE, *supra* note 10, at 1108, 1111; Mark Moshinsky, *The Assignment of Debts in The Conflict of Laws*, L.Q.R. 1992, 108（OCT）at 615.

18）*See Kwok Chi Leung Karl v. Commissioner of Estate Duty* [1988] 1 W.L.R. 1035（約束手形に表彰された権利が遺言者の資産であるか、また遺言の執行義務に服するかが争われた事例）.

19）Moshinsky, *supra* note 17, at 615.

20）ローン債権に関する弁済の有効性が争われた事例で、準拠法は契約のプロパー・ローとなるとしながら、債権の所在地を債務者の住所地であると判断したものとして、*Re Helbert Wagg & Co Ltd's Claim* [1956] Ch 323がある。

21）DICEY & MORRIS, *supra* note 7, §24-053, at 1184; GOODE, *supra* note 10, at 1109.

22）GOODE, *supra* note 10, at 1109.

ローマ条約は契約債権の準拠法に関する条約であり「契約」にのみ適用される[23]。①の譲渡当事者間の権利義務の問題は、債権譲渡の債権的（contractual）な側面[24] であるから、当然にローマ条約12条１項の対象となる。②の譲受人の債務者に対する問題については、ローマ条約の大前提によれば債権譲渡は債務者の地位に影響を与えないとされるため、②の問題を契約か物権かに区別することには意味がない[25] としてローマ条約12条２項の適用が認められる。一方、③の第三者に対する効力の問題は物権的（proprietary）な側面であるため、ローマ条約12条の適用対象から外れ、直接に債務者の住所地法によって支配される。この説の論者が、③の問題を債務者の住所地法によって規律すべきとするのは、第二の債権の所在地法説と同様に、債務者の居住地は債務者に支払いをさせる義務を最終的に支配する地であると考えるためである[26]。さらにこの論者は、債務者の住所地は債権を譲り受けようとする者が先に通知がなされていないか調査する地でもあるとする[27]。

第四の説は、日本の適用通則法23条と同様に、債権の準拠法による説である。Rome I（契約債務の準拠法に関する規則）に関する英国のコンサルテーション・ペーパー[28] は、英国が債権準拠法説をとることを明記しており[29]、これが英国における通説といえる。英国の実質法や前述の債務者の住所地法説は、債権譲渡を無体財産の譲渡ととらえる[30]。一方で、債権の準拠法説は、債権譲渡を債務者と直接の契約関係に立つ者が現在は誰なのかという契約上の問題としてとらえる[31][32]。つまり、債務者に対して請求できるのは誰かという問題は、債務者に対する権利を生じさせた契約を規律する法の問題であるとして、譲渡債権を規律する法に服させるのである[33]。さらに、この説の論者らは、ローマ条約12条２項が、譲渡債権の成立を規律する法によって、譲渡に

23）DICEY & MORRIS, *supra* note 7, §24-056, at 1185.
24）GOODE, *supra* note 10, pp.1108-1109.
25）*Id.* at 1110.
26）*Id.* pp. 1109-1110.
27）*Id.* at 1110.
28）このコンサルテーション・ペーパーは、英国がRome Iに参加するか（opt-in）否かについて、国民に意見を求めるため2008年４月に出されたものである。2008年６月にRome Iが採択された時点では、英国はこれに参加していなかったが、コンサルテーション・ペーパーの結果を受け、2008年７月に欧州委員会に対してRome Iの受け入れ（accept）を通知した。*See* COMMISION OPINION on the request from the United Kingdom to accept Regulation（EC）No 593/2008 of the European Parliament and the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations（Rome I), COM（2008）730 final, *available at* http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0730:FIN:EN:PDF（Last visit at Nov.27, 08）. なお、本コンサルテーション・ペーパーの結果についても、注５）に引用のサイトにて参照できる。
29）*See id.* para.85 at 34.
30）HUGH BEALE ET AL. EDS., CASES, MATERIALS, AND TEXT ON CONTRACT LAW, §1.1.3.C, at 20（general ed. 2002）.
31）*See* DICEY & MORRIS, *supra* note 7, §24-052 at 1182.
32）債権譲渡の問題を契約の問題（contractual issue）としてとらえるか物権的な問題（proprietary issue）としてとらえるか争われた事例として、*Raifesen Zentralbank Osterreich AG v Five Star General Trading,* [2001] QB 825がある。本件は、保険金請求権の譲受人が、当該保険金に関するすべての権利が自らに帰属することの確認を求めた事例である。裁判所は、譲受人と債務者との間で譲渡が効力を有するために、いかなる手続きが必要かという問題を契約の問題として解釈した。*See* [2001] QB 825, pp.845-846. しかし、本件は第三者と債務者間の譲渡の効力が争われた問題であり、本件によりただちに債務者以外の第三者に対する効力の問題までもが契約の問題として解釈されるわけではない。C.f. CHESHIRE, NORTH & FAWCETT, PRIVATE INTERNATIONAL LAW, 1237（14th ed. 2008）; GOODE, *supra* note 10, at 1109. CHESHIRE NORTH & FAWCETTは、契約の問題と性質決定されるか否かに関わらず、準拠法を決定するための適切なアプローチは、最も密接な関連を有する法として譲渡債権の準拠法を適用することであるとする。
33）*Id.*

より生じる債務者の権利や義務が規律されるのであれば、債権の譲渡に関する優先順位の問題もまた、譲渡債権の準拠法により規律されなければならないとする[34]。債権準拠法説をとる実質的な利点としては、次のことがあげられる。第一に、債権の準拠法は、全ての当事者に同一の回答を与えることができる[35]。第二に、債権の準拠法は、当事者が当然に見る法である[36]。

以上のように、英国の債権準拠法説は、契約の実際的効力に注目して準拠法を決定する。一方で、日本で従来から説明される債権準拠法説は、ドイツの学説に影響を受け、債権譲渡を債権自体の問題と考えて債権の効力から準拠法を導きだす[37]。同じ債権準拠法説でありながら、英国の説明とドイツに影響を受けた日本の説明とでは視点が異なるのである[38]。

3. 例外的な抵触規則

しかしながら、債権の準拠法説は次のような批判を受ける。第一に、債権準拠法説は、債権譲渡が無体物の資産の移転であるにも関わらず、債権譲渡を債権に付随するもの、または同一のものとして考え、債権を生じさせた契約と区別していない[39]。第二に、ファクタリング等の債権譲渡金融では将来債権を含んだ大量債権の一括譲渡がなされるが、このときに債権の準拠法によると、個々の債権一個一個の準拠法を確認しなければならず、また、将来債権の譲渡に関しては、譲渡契約が締結される時点での債権の準拠法が不明な場合があるかもしれない[40]。第二の批判は、債務者の住所地法説をとる場合にも、大量債権のそれぞれにつき債務者の住所地を確認せねばならず、将来債権につき債務者が確定していないおそれがあることから同様にあてはまる。そのため、第二の批判は、債務者住所地法説の論者、債権準拠法説の論者がともに認めるところである[41]。債権準拠法説を採用するDicey & Morrisでは、具体的な解決方法は示されていないが、「可能な解決法は、権利の総体に最も密接な単一の法を特定し、これを譲渡の有効性の決定に用いることである」と述べられている[42]。一方、債務者住所地法によることを唱えるGoodeやMoshinskyは、譲渡人の所在地法を準拠法とする解決方法を示す[43]。譲渡人の所在地法によれば、将来債権を譲渡する際の問題を回避し、複数の債権の譲渡を単一の法制度によらせることができ、さらに譲渡人の所在地は譲渡の登記や登録が要求される地だからである[44]。

以上から、英国では、通説として債権譲渡の第三者効の準拠法は債権の準拠法であると言われていながらも、債権譲渡金融の場面では例外的な対応が広く認められていることがわかる。そして、

34）*See* DICEY & MORRIS, *supra* note 7, § 24-062 at 1187.
35）WOOD, *supra* note 10, § 14-09 at 285.
36）Moshinsky, *supra* note 17, at 604; WOOD, *supra* note 10, § 14-09 at 285.
37）久保岩太郎『国際私法論』485頁（三省堂、1935年）、山田鐐一『国際私法［第３版］』377頁（有斐閣、2004年）。
38）日英独の債権準拠法説を比較したものとして、横溝・前掲注６）参照。
39）Moshinsky, *supra* note 17, at 609.
40）*Id.* at 610.
41）DICEY & MORRIS, *supra* note 7, § 24-068 at 1190; GOODE, *supra* note 10, at 1109.
42）DICEY & MORRIS, *supra* note 7, § 24-068 at 1190.
43）GOODE, *supra* note 10, at 1109; Moshinsky, *supra* note 17, at 611.
44）*Id.*

有力説によれば、その場合の準拠法として、米国UCCと同様に譲渡人の所在地法説によることが主張される[45]。

Ⅲ．EUのRome Ⅰ（契約債務の準拠法に関する規則）

1．Rome Ⅰ 14条

2005年に欧州委員会は、ローマ条約を「条約」の形から「規則」の形へと改正することを提案した[46]。検討の結果、2008年６月にRome Ⅰ（契約債務の準拠法に関する規則）[47] が採択され、ローマ条約の規定はRome Ⅰの規定に置き換わることになった。Rome Ⅰでは第14条が、債権譲渡に関する抵触規則を定める。

第14条[48]

任意の債権譲渡及び契約代位

1　任意の債権譲渡又は他の者（“債務者”）に対する債権の契約代位についての譲渡人と譲受人の関係は、本規則にもとづき譲渡人及び譲受人間の契約に適用される法に規律される。

2　譲渡された又は代位された債権に適用される法は、債権の譲渡可能性、譲受人と債務者との関係、債務者に対し譲渡又は代位を主張できる条件及び債務者の弁済要件についても決定する。

3　本条の債権譲渡の概念は、債権の直接の譲渡及び担保のための債権譲渡、債権質またはその他の債権に対する担保を含む。

Rome Ⅰの第14条によれば、債権譲渡の当事者間の関係は債権譲渡の準拠法により（１項）、債権の譲渡可能性、譲受人と債務者の関係、債務者に対して譲渡を主張するための要件、債務者の弁済要件は譲渡される債権の準拠法による（２項）。つまり、Rome Ⅰの債権譲渡に関する抵触規則は、「Ⅱ-1」で前述したローマ条約第12条の抵触規則からほとんど変更されず、第三者効についても規定されないままになっているのである。

45）オランダの学者ではあるが、グローバルな譲渡であるか否かにかかわらず債権一般について譲渡人の所在地法を準拠法とすべきと主張し、その説が英国の教科書でも引用されているものとして、Teum H.D. Struycken, *The Proprietary Aspects of International Assignment of Debts and the Rome Convention*, Article 12, [1998] LMCLQ 345, 359; T. H. D. Struycken and R. Stevens, *Case Comment Assignment and The Rome Convention*, L.Q.R.2002, 118（JAN）, 15, pp.18-19がある。

46）Proposal for a　REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL　on the law applicable to contractual obligations（Rome I）, COM（2005）650 final, *available at* http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0650en01.pdf（Last visit at Nov. 27, 08）．以下では、“proposal”とする。

47）Regulation（EC）No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations（Rome I）（OJ no. L 177, p. 6 ff.）*available at* http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:177:0006:0016:EN:PDF（Last visit at Nov. 27, 08）.

48）Rome Ⅰの翻訳に関しては、杉浦保友「［翻訳］契約債務に適用される法に関する欧州議会及び理事会規則（Rome Ⅰ）（最終草案全文訳）」BLJ Online（2008年）*available at* http://www.businesslaw.jp/blj-online/thesis/000030.html（Last visit at Nov. 27, 08）を参考。

しかしながら、2005年に欧州委員会によりなされた提案では、第三者効に関する規定が設けられており、この規定では譲渡人の所在地法説がとられていた[49]。欧州委員会の注釈（Explanatory Note）によれば、譲渡人の所在地法によるとしたのは、コンサルテーションやパブリック・コメントに対する構成国や関連機関等を含む大半の回答者（respondent）により推奨されており、また、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の債権譲渡条約でも譲渡人の所在地法が準拠法として採用されていた[50] ためとされる[51]。ところが、2008年の最終案では、債務者以外の第三者効に関する抵触規則の規定自体が削除され[52]、2008年６月にこの最終案が採択された[53]。結局、Rome Iでも、ローマ条約と同様に債権譲渡の第三者に対する効力に関して、抵触規則を設けないことになったのである。最終案で第三者に対する効力に関する規定自体が削除されてしまったのは、英国等から譲渡人所在地法説への反対意見があり、譲渡人所在地法説を支持する国々との妥協点を見出しえなかった結果である[54]。

2. Rome I作成過程における意見の対立

債権譲渡の第三者効に関する対立は、債権準拠法説を通説とする英国と譲渡人の所在地法説を採用したUCCを有する米国のように国内の法制が異なる国家間のみならず、ドイツと英国のように、双方ともに債権準拠法説を通説とする国家間でも生じていた。ドイツ国内での通説は債権準拠法説であるとされるのが一般的な見解であるが、ドイツを代表する研究機関であるMax Planck研究所のRome Iへのコメントでは譲渡人所在地法説への支持が示されている[55]。この理由は次のようなものである。第一に、譲渡人の所在地法は、譲渡人の債権者、譲受人の債権者を問わず、すべての当事者が認識可能である[56]。第二に、債権譲渡の準拠法、債権の準拠法は、ともに第三者の知らない法選択によって影響または変更されやすい[57]。第三に、譲渡される債権は、大半の場合、ローマ 条約のその他の規定により債権者（譲渡人）の所在地法によるから、第三者に対する効力の準拠法を債務者住所地法とすれば、煩雑さを生じさせかねない[58]。第四に、債権は、債権者にとって市場性を有する資産であるから、債権に対する優先順位を決める法は、債権者（譲渡人）の所在

49）*See* Proposal, *supra* note 43, art.13 at 8.
50）The Convention on the International Assignment of Account Receivables, § 22, 30.
51）Commission of the European Communities, Explanatory memorandum, COM（2005）650 final, at.8.
52）European Parliament and Council, PE-CONS 3691/07, Art. 14（31 March 2008）.
53）*See* Justice and Home Affairs Council, Decisions in Civil Law Matters, Luxembourg, 6 June 2008, EU Council Fact Sheet, *available at* http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/misc/100997.pdf（Last visit at Jun. 10, 2008）.
54）*See* Ministry of Justice, *supra*, note 5, para.86 at 35.
55）Max Planck Institute for Comparative and International Private Law, *Comments on the European Commission's Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council on the law applicable to contractual obligations（Rome I）*, Rabels Z Bd. 71（2007）225, s.321seq.; Max Planck Institute for Foreign Private and Private International Law, *Comments on The European Commission's Green Paper on The Conversion of The Rome Convention on The Law Applicable to Contractual Obligations into A Community Instrument and Its Modernization*, RabelsZ 67, 85（2004）.
56）*Id.*
57）Max Planck Institute, *ibid*, RabelsZ 67, 85.
58）*Id.*

地法とされるべきである[59]。第五に、ローマ条約12条２項により、債務者に対する効力の準拠法は債権の準拠法とされるが、この債権の準拠法は、大半の場合、譲渡人の所在地法となる。したがって、債務者に対する効力の準拠法は、譲渡人の所在地法となることが多く、債務者に対する効力の準拠法と第三者に対する効力の準拠法とが異なり問題となる場面は、ほとんど生じ得ない[60]。

一方、Rome I作成過程における英国の立場は、前述（「Ⅱ-2」）のコンサルテーション・ペーパーに示される。コンサルテーション・ペーパーでは、英国が、債権譲渡の第三者効を譲渡人所在地法によって規律することに反対する姿勢が明示される。理由は次のようなものである。第一に、債権が転々譲渡された場合に、債権の所有者を確定しにくくなり、譲渡債権の債務者が、返済すべき相手を判断しがたくなるおそれがある[61]。第二に、ローマ条約14条１項２項により既に適用される準拠法［譲渡契約の準拠法、譲渡債権の準拠法］に加えて新たな準拠法［譲渡人の所在地法］を加えることは、法的に複雑になりかねず、この複雑さから生じる追加的なコストが、金融市場に非経済的な結果（adverse economic conclusion）を生じさせかねない[62]。

Rome Iの成立過程にあらわれるこれらの対立に、EUは債権譲渡の第三者効に関する抵触規則について最終的な決断を行うことができず、これに関して見直し条項をおいて結論を先延ばしにした。Rome Iの27条２項は、欧州委員会に、債権譲渡の第三者に対する効力および譲受人間の優先関係の問題について2010年までにレポートの提出を命じ、当該レポートにより適切と認められればRome Ⅰの改正を行うことを規定する。このため、英国でも、英国の金融分野における債権譲渡の第三者効の抵触規則の重要性に鑑み、この問題につき再調査を行うことが予定されている[63]。

Ⅳ．英米抵触規則の比較

1．米国統一商事法典（UCC）の抵触規則

米国UCCでは、本稿が対象とする債権譲渡の第三者に対する効力の準拠法は、UCC9-301にもとづき譲渡人の所在地法となる。

UCC起草前の譲渡人の所在地法説は、動産と債権とに類似性を見出し[64]、債権の所在地として譲渡人の所在地の法を準拠法とする[65]。しかし、「債権の所在地」という概念は技巧的であるとして、起草者は、実務面から要請される次のような実質的根拠を重視し、債権譲渡の第三者効を直接に譲渡人の所在地法に服させることにした[66][67]。

59）*Id.*
60）*Id.*
61）Ministry of justice, *supra* note 5, para.85 at 34.
62）*Id.*［　］括弧内筆者。
63）*Id.*, para.87 at 35.
64）*Multistate Accounts Receivable Financing: Conflicts in Context,* YALE L.J. 402, 96, 422（1958）.
65）3 ERNST RABEL, THE CONFLICT OF LAWS, 401（2nd ed. 1964); JOSEPH STORY, COMMENTARIES ON THE CONFLICT OF LAWS, § 399 at 559（8th ed., 1883）
66）1GRANT GILMORE, SECURITY INTERESTS IN PERSONAL PROPERTY, §10.8 at 319（1965）.
67）詳しくは拙稿・前掲注３）参照。

第一に、譲渡人の所在地法は、確実かつ確定が容易である。UCC第９編では、原則として貸付証書を登録することによって、第三者に対して債権譲渡を主張することが可能となるが、この登録の機能は、①譲受人の権利を確かなものにするということ、②譲渡人の債権者に情報を与えるということの二つと考えられる。これら二つの機能のため、登録の場所、つまり登録を備えるための「準拠法」は、譲渡人の債権者および譲受人の双方にとって、確実かつ確定が容易な場所でなければならない。一方、第三者に対する効力が譲渡される債権の準拠法により判断されると、第三者に対する効力の準拠法を導くために抵触規則により、それによって導き出された債権の準拠法を決めるため、また抵触規則によらなければならなくなる。譲渡債権の準拠法を決定するためには、債権の発生原因である契約の準拠法を考えねばならないが、契約分野の抵触規則は多様である。それゆえ、譲渡債権の準拠法によると、準拠法の予測可能性が低くなり、登録の機能を害しかねない。

第二に、譲渡人の所在地法は、譲渡全体の有効性判断を可能とする。集合債権が譲渡された場合、第三者に対する効力の判断を債務者の住所地法、譲渡される債権の準拠法によると、個々の債権、個々の債務者ごとに準拠法判断をする必要が生じてくる。譲渡人の所在地法を準拠法とすれば、集合債権譲渡全体について第三者に対する効力の判断が可能になる。

第三に、譲渡人の所在地法を適用することで、譲渡人が破産した場合の破産裁判所の利益にかなう。譲渡人の破産時、主たる破産手続きの行われる地は譲渡人の所在地であり、この地は破産者の事業を清算することに最大の関心を有している。また、破産裁判所は、債権譲渡の準拠法と破産の準拠法と双方を参照して、対立する権利者の優劣決定を行わなければならない。このとき、破産の準拠法は「手続きは法抵地法による」の言葉通り、破産手続きの地、つまりは譲渡人の所在地の法によるからである。

2. 英米の比較

債権譲渡の第三者効に関する規則について、英米の差異は次の点にあると考えられる。

第一に、債権譲渡の性質決定の違いである。英国の債権準拠法説は、債権譲渡を「契約」と性質決定する。それから、債務者と直接の契約関係に立つ者が現在は誰なのかという問題として債権準拠法によらせる（「Ⅱ-2」）。一方米国では、債権譲渡を無体財産の譲渡として扱い、債権の所在地法として譲渡人の所在地法に服させていた。そして、UCC作成時に技巧的であるからとして「所在地」概念を捨て、実務からの要請を重視し直接に譲渡人の所在地法で規律するようになった。

第二に、債務者に対する効力と債務者以外の第三者に対する効力の扱いの違いである。英国の債権準拠法説では、債権の準拠法は債務者の権利および義務の双方を規律するため、ローマ条約14条２項により債務者と譲受人の関係が譲渡債権の準拠法によるとされれば、当然に、債務者以外の第三者に対する効力についても債権の準拠法に服すると考えられる[68]。一方米国のUCCは、債務者に対する効力の問題と債務者以外の第三者に対する効力の問題に関して、異なる章（Chapter）に

68）*See* DICEY & MORRIS, *supra* note 7, §24-062, at 1187.

それぞれ実質規則を規定しており、UCCの初期段階からこれらの問題は、政策や目的が異なるものとして考えられてきた[69]。また、UCCのコメントによれば、債権者に対する効力の問題について定めたUCC第9編の4章が第三者に対する効力を定めた3章の抵触規則により支配されないのは、4章に規定された問題が第三者対抗要件の具備やその効果および優劣決定の問題に関連を有しないからであるとされる[70]。つまり、UCCでは、債務者に対する効力の問題と第三者に対する効力の問題とを別個のものとして考え、これらの問題を統一的に処理することは、それほど重要視されていないといえる。

第三に、例外とする取引の違いである。前述（「Ⅱ-1」）のように、英国コモン・ローの基本的なアプローチは、広く無体物の譲渡に統一の抵触規則を適用するものとして理解されている。しかし、近年、流通証券や株式、間接保有証券等については異なる扱いがなされ[71]、そして、指名債権についても、集合的に譲渡される場合には例外的に扱うべきことが広く認められている（「Ⅱ-3」）。一方で、債権譲渡に関して規定する米国のUCC第9編は、医療保険を除く保険金請求権の譲渡や労働賃金債権の譲渡（UCC§9-109（d））[72]、さらにこの第9編の適用対象のうちでも、銀行預金や投資証券等については例外規定を設けているが、集合的な債権の譲渡については、UCC第9編の原則である譲渡人の所在地法によって規律する[73]。つまり、将来債権を含む集合的な債権譲渡の第三者効について、米国UCCでは第9編の原則である譲渡人所在地法説によって規律される一方で、英国では通説である債権準拠法説の対象から外され、例外的に異なる扱いをすべきとされるのである。

英国での例外的な扱いにより、集合債権譲渡に限定して抵触規則を考える場合、英米の差異はずっと小さくなる。この場合には、譲渡債権の準拠法に代わり、譲渡人の所在地法を準拠法とすることも有力説によって主張されているからである。米国でもこれと同様の規定が、コモン・ローを条文化した米国抵触法第2リステイトメント（以下では「リステイトメント」とする。）[74] におかれている。リステイトメント211条2項は、債権譲渡の優先順位は債権の譲渡可能性（assignability）の法によらせることを原則としながら、企業（business enterprise）による売掛債権（account receivable）に限定した譲渡の場合には、例外的に売掛債権を証明する帳簿が保管される地の法を選択する[75]。これは、複数の債権は頻繁に一括して譲渡され、その場合に債権の譲渡可能性の法によらせることは、個々の債権の法を確認しなければならない等の不都合を生じさせるからと、その

69）*See* RABEL, *supra* note 63, at 428.
70）UCC9-403, cmt. 3（2008）.
71）*See Macmillan Inc v Bishopsgate Investmet Trust plc*（No 3）[1996] 1 WLR 387; *Campbell Connelly & Co. Ltd. v Noble* [1982] A.C.679. DICEY & MORRIS, *supra* note 7, §24-066-071; BRIGGS, *supra* note 8.
72）UCC§9-109（d）は、UCC第9編の適用が除外される取引等を列挙しているが、これらを適用除外とする根拠は、除外されるものの大半が一般的な担保付貸付（conventional secured loan）と関連を有さないためとされる。4 JAMES J. WHITE AND ROBBERT S. SUMMERS, UNIFORM COMMERCIAL CODE, § 30-10 at 68（5th ed. 2002）.
73）UCC§9-303 − §9-306.
74）RESTATEMENT（2nd）OF CONFLICT OF LAWS, §187（2）（1971）. リステイトメントは法的拘束力こそないが、高い評価を受け、しばしば判決中にも引用される。
75）*Id.*§211（2）.

理由もまた英国と同じくする[76]。

集合的な債権譲渡の場面を考えれば、米国のみならず英国においても、債権譲渡の第三者効が譲渡人の所在地法によって支配されうるといえる。

Ⅴ．結びにかえて

国際的な債権譲渡に関して問題が生じた際、現在の英国ではローマ条約を国内法化した規定によることになる。しかし、ローマ条約では債権譲渡の第三者効の問題はカバーされておらず、その解決は英国の国内法による。現在の通説は、第三者効を譲渡債権の準拠法によって規律することを提唱している。しかし、将来債権を含む集合的債権譲渡は、例外的に扱われるべきことが広く認められており、有力説によれば譲渡人の所在地法により規律されることになる（以上「Ⅱ」）。

ローマ条約は、2010年からRome Ⅰ（契約債務の準拠法に関する規則）に置き換わることになる。Rome Ⅰの制定過程で、英国と同じく債権準拠法説をとるとされるドイツが債権譲渡の第三者効に関して譲渡人の所在地法説を支持する一方で、英国はこれに反発し債権準拠法説を強く主張した。結果、2007年にRome Ⅰが採択された時点では、第三者効に関する抵触規則について結論を出すことができず、解決は先送りされた。これを受けて英国は、再度国内のニーズを再調査することを決めた（以上「Ⅲ」）。

同じコモン・ローの国でありながら、英国が債権準拠法説を、米国が譲渡人所在地法説をとる理由の一つは、英国が債権譲渡を「契約」と性質決定することに対し、米国は「物の移転」と考えることにある。英国と米国とのもう１つの差異は、英国では債務者に対する効力と債務者以外の第三者に対する効力とを切り離して考えられていないのに対し、米国では個々に政策や目的について判断している点である。そして、第三つ目の差異は、英国では集合的な債権譲渡を債権準拠法説の例外として扱うことが通説であるのに対し、米国のUCCは、保険金債権、銀行預金等は例外的に扱うが、集合的債権譲渡は原則に従わせる点にある（以上「Ⅳ」）。

現在、将来債権を含む集合債権譲は、英国で例外的な扱いをされている。しかし、2007年のヨーロッパの証券化商品の発行高は、2000年の780億ユーロに比べ、約６倍の4540億ユーロ（内、英国の発行高は1730億ユーロ）であり[77]、また、ファクタリングについても、2001年には4680億ユーロ（内、英国の取引量は約1360億ユーロ）であったヨーロッパ全体の取引量が、2007年には9300億ユーロへ（内、英国の取引量は2860億ユーロ）と増加している[78]。ここ数年の間だけでも、将来債権を含んだ集合債権譲渡によって多くがなされる債権譲渡金融への需要は相当に大きくなって

76）Restatement（2nd）of Conflict of Laws, §187, cmt.c（1971）.
77）ESF Securitization Date Report Q1:2008, at 2, *available at* http://www.europeansecuritisation.com/Market_Standard/ESF%20Securitisation%20Data%20Report%202008-Q1.pdf（Last visit at Nov.28, 08）.
78）Factors Chain International, available at http://www.factors-chain.com/（Last visit at Nov.28, 08）.

いる。

英国が再調査によって出した結論がRome Iに大きく影響することは必至であろう。サブプライムローン問題にゆれた2008年も、ヨーロッパ全体の証券化商品の発行高は4分の3半期で3440億ユーロ（内、英国の発行高は1620億ユーロ）と相当の量にのぼる[79]。この状況を考慮し英国がいかなる結論を出すのか、非常に興味深いところである。

79）http://www.europeansecuritisation.com/Market_Standard/2008-08%20ESF%20Q3.pdf（Last visit at Nov. 27, 08）.